

令和7年11月25日

福島市議会議長 白川 敏明 様

議会改革検討会 座長 羽田 房男

議会基本条例施行状況について(答申)

当検討会では、令和7年9月22日付けて議長より諮問された議会基本条例の施行状況について、議会基本条例の三本柱である基本方針及び確認が必要と思われる各項目の検証を行い、結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 議会基本条例施行状況の確認結果(総評)

(1)市民に開かれた議会

①市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営(A 評価)

市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営を行った。

②市民に分かりやすい委員会での議論(A 評価)

市民に分かりやすい議論を行っており、今後も継続して取り組むべきである。

③政務活動費に係る収支報告書等の公開(A 評価)

収支報告書を公開し、市民への説明責任を果たしており、今後も継続して取り組むべきである。

④本会議、委員会及び協議の場の公開(A 評価)

今後も傍聴しやすい環境を継続すべきである。

⑤市民との情報の共有、積極的な情報公開の推進、市民への説明責任

a.議会報告会の開催(A 評価)

青年層、女性を対象とした形式も含め議会報告会を開催し、議会活動・市政に関する情報を市民と共有した。今後も継続して取り組むべきである。

b.市議会だより及び市議会ホームページによる議会活動の分かりやすく、積極的な周知

(A評価)

市議会だより・ホームページで議案等の審議結果の議員個人の賛否を含めた議会活動についての情報を分かりやすく積極的に周知した。

なお、質問については、今後も積極的な広報に努めるべきである。

c.議案、委員会資料の公開(A評価)

今後も継続して取り組むべきである。

d.議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の公表(A評価)

電子採決システムの導入により議員個人の賛否を公表した。

⑥市民参加の推進

a.市民との意見交換及び意見聴取の場の実施(A評価)

市民との意見交換及び意見聴取の場である意見交換会を実施した。今後も継続して取り組むべきである。

b.公聴会制度、参考人制度の積極的活用(A評価)

参考人制度は、積極的に活用されており、今後も継続して取り組むべきである。

(2)議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

①本会議、委員会での議員間の自由討議(B評価)

委員会では実施されているが、近年本会議では実施されていない。本会議での実施に向けて、改善や新しい取り組みについて、先進事例等を検討すべきである。

②政策討論会の開催(A評価)

今後も実施運営方法などを含め、継続して取り組めるよう検討していくべきである。

(3)政策立案や政策提言を積極的に行う議会

①議員、委員会の積極的な政策立案(A評価)

市長等に対する積極的な政策立案を今後も継続して取り組むべきである。

②市長等に対する政策提言(A評価)

市長等に対する政策提言を積極的に行った。

(4)その他議会改革検討会として確認が必要と思われる項目(A 評価)

議会基本条例の施行状況を確認する項目以外の事項として次の7件を確認した。

- ① 緊急会議を開催し、通年会期制度を活かした市政の課題に対する迅速かつ効率的な議会運営を行った。
- ② ICT活用検討会により、ICT活用のあり方と諸課題について検討を行い、さらなるペーパーレス化に務めるとともに、毎定例会議前にタブレット端末操作の基礎研修や、ラインワーカスによるスケジュール管理を実施した。
- ③ 市議会委員会条例を改正し、大規模な災害等の発生や重大な感染症のまん延その他やむを得ない事由による場合、オンラインによる方法を活用した委員会を開くことができるとした。
- ④ 議員定数に関する調査特別委員会において、次期改選時において1人削減とする定数34人が適当であるとの意見が多数であるとする委員長報告が全会一致で承認され、市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定の件が議員提出の議案として提出され、賛成多数で可決された。
- ⑤ 議会図書室の管理運営について協議及び検討を行う協議等の場を新設した。
- ⑥ 市民に開かれた議会をめざし、市議会への興味と関心を深めることを目的に、小学生の児童とその保護者を対象とした親子議場見学会を開催した。
- ⑦ 議場において傍聴者に向けAI同時反訳システムを導入した。

評価期間中に新たな取り組みを実施することができた。

2 その他議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要と認められるもの
議会基本条例の改正や関連規則要綱等の見直しが必要なものはなかった。

3 議会基本条例施行状況の確認結果

別紙「令和7年度 議会基本条例の項目ごとの施行状況評価及び今後の取組方針」のとおり

4 結びに

今回の議会基本条例施行状況の検証にあたっては、前回に引き続き評価基準を3段階(A評価「このまま推進」、B評価「改善や新しい取組を検討」、C評価「原因分析と制度の見直しを検討」)及び評価外に設定し、各会派で会派評価を行った後に総合評価として議会改革検討会において評価及び今後の取組方針を協議、決定した。

今後も議会基本条例の理念のもと、議会のあり方及び諸課題について検討し、市民に分かりやすく開かれた議会運営を目指し、努力を続けていくべきことを申し添えて、以上のとおり答申する。